

埋蔵文化財保護のてびき

- 1 埋蔵文化財の保護について
- 2 開発工事等に伴う手続きについて

平成28年5月

金ヶ崎町教育委員会

1 埋蔵文化財の保護について

(1) 埋蔵文化財の意義

わが国や郷土の歴史、文化を正しく理解するためには、的確で具体的な資料が必要になります。埋蔵文化財は長い歴史の過程において残ってきたものであり、それぞれが歴史的時間の重みを有しているとともに、それを作り残した人々、社会、地域、時代などの内容をそれ自体に内在させている歴史的・文化的な資料としての価値をもったものです。また、埋蔵文化財は、それ自身に内在する価値によって、現在の人々に精神的な面や創造活動において働きかけを有するという点で、まさに「貴重な国民的財産」といえます。

(2) 埋蔵文化財と遺跡

埋蔵文化財は、「土地に埋蔵されている文化財」のことです（文化財保護法第92条第1項）。住居跡や陥し穴のように過去に生活していた人間の活動の痕跡を示す「遺構」と、人間の活動で使用された土器、石器、金属器等、さらに考古学上意味をもつ動物骨や植物等も含む「遺物」に分けられます。

この「遺構」と「遺物」によって構成されている場所（土地）を「遺跡」と呼んでいます。

また、「埋蔵文化財包蔵地」は文字どおり文化財を埋蔵する土地のことで、「遺跡」とほぼ同じ意味として用いられています。

(3) 埋蔵文化財の性格

埋蔵文化財は、土地に埋蔵されているため一般にはわかりにくく、表面的な観察ではその内容を十分に把握できず、専門的な発掘調査によってのみその内容が明らかにされ得るものです。

しかし、一方で遺跡は一度発掘調査をすると二度と復元できず、全く同じ遺跡は他に存在しません。

埋蔵文化財はこれら相矛盾する性格をもっているため、他の文化財は指定等を受けて初めて保護の対象となりますが、埋蔵文化財についてはすべてが文化財保護法の適用を受けることになっています。

参考：埋蔵文化財保護マニュアル二訂版（岩手県教育委員会）

2 開発工事等に伴う手続きについて

(1) 遺跡の有無の確認

工事計画予定地が遺跡に該当しているかご確認ください。確認方法は別紙「遺跡分布図」を参照の上、文書（様式1）又はFAX（様式2）でお問合わせください。

新規の遺跡が発見されている場合もありますので、最新情報は中央生涯教育センター文化係へお問い合わせください。

(2) 発掘届の提出

工事計画予定地が遺跡に該当している場合又は開発面積が広大な場合（約3,000㎡以上）、文化財保護法第93条・94条により工事着手の60日前までに「埋蔵文化財発掘の届出・通知」（様式3）及び「埋蔵文化財包蔵地発掘承諾書」（様式4）をご提出ください。町教育委員会で現地の状況と文化財の関わりを判断し、取扱いについて文書により通知します。取扱内容は以下のとおりです。なお、届出順に調査を実施するため期間に余裕をもってご提出ください。

① 試掘調査

工事予定地の一部を掘削し、埋蔵文化財の状況を確認します。試掘調査に係る経費は教育委員会が負担します。調査期間は1週間程です。（調査面積や天候により変わります。）

② 工事立会

工事による掘削作業時に担当職員が立ち会い、埋蔵文化財の有無を確認します。埋蔵文化財が確認された場合は、工事を中止し、教育委員会事務局文化財係へご連絡ください。

③ 慎重工事

遺跡内であることを認識の上、埋蔵文化財に影響のないよう注意して工事を行っていただきます。埋蔵文化財が確認された場合は、工事を中止し、中央生涯教育センター文化係へご連絡ください。

試掘調査や工事立会の結果、遺構等が確認された場合は、設計変更等による遺構等の保存について協議いたします。設計変更等ができない場合には、遺構等を

記録し、保存するための発掘調査（本発掘調査）が必要になります。本発掘調査に係る経費は原則事業者負担となります。個人専用住宅建設等は町教育委員会で経費を負担する場合があります。また、調査期間は2～3カ月程かかります。

！！遺跡に該当しない場所で工事中に埋蔵文化財を発見した場合！！

文化財保護法第96条の規定により工事を中止し、速やかに中央生涯教育センター文化係へご連絡ください。

問合せ先

金ヶ崎要害歴史館

住所 〒029-4503

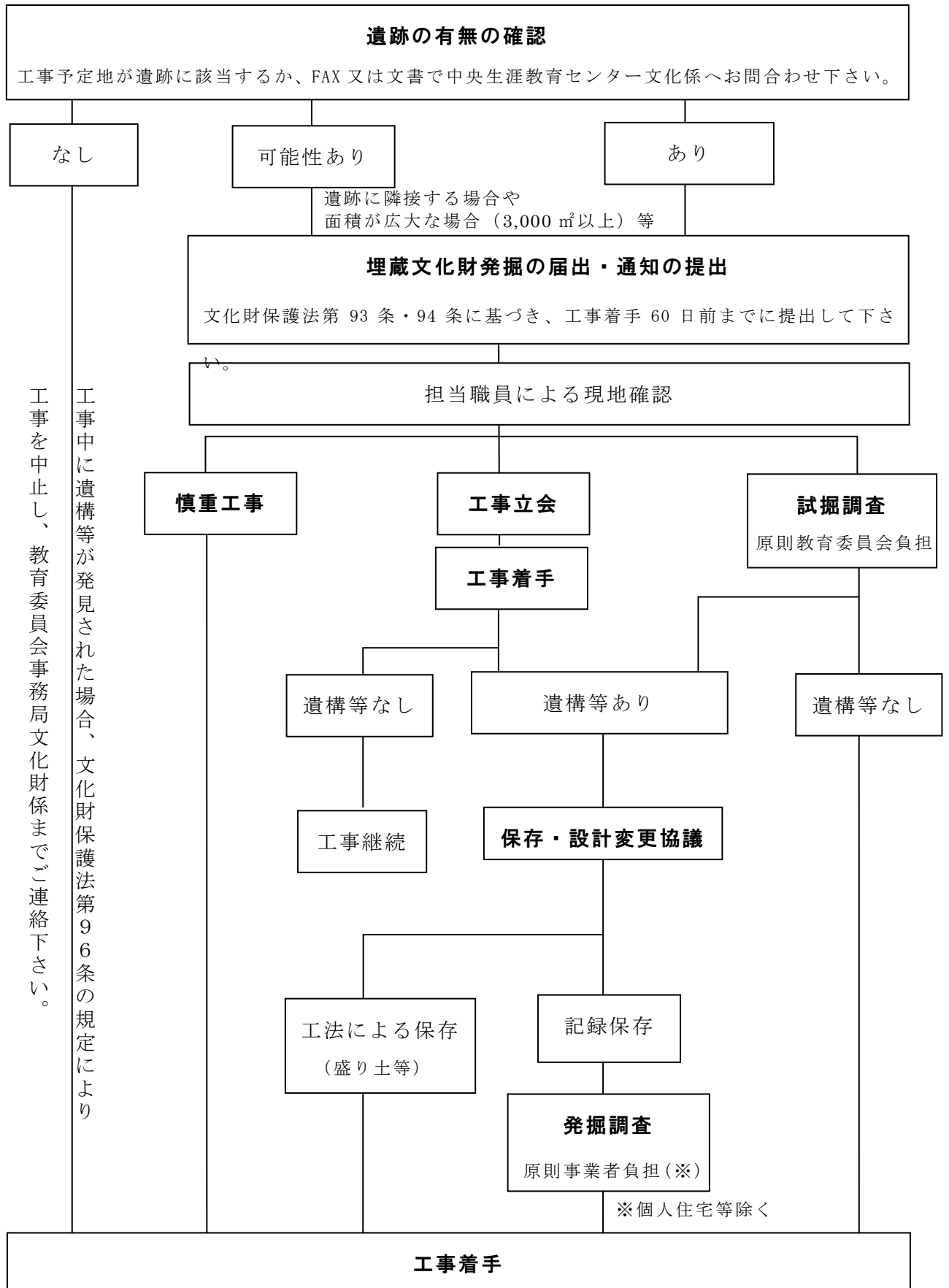
岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根達小路2番地1

電話 0197-42-3060

FAX 0197-42-3061

※月曜休館日（月曜祝日の場合はその翌日）、土日開館

手続きフローチャート



様式 1

文 書 番 号
年 月 日

金ヶ崎町教育委員会教育長 様

住所 _____

氏名 _____ 印

埋蔵文化財包蔵地等の所在の有無について（照会）

このことについて、下記により事業を計画しておりますので、当該地域の埋蔵文化財包蔵地等の所在の有無について回答願います。

記

- 1 事業名
- 2 事業予定地域
- 3 事業予定期間
- 4 回答希望年月
- 5 その他

※添付書類

- ・位置図（住宅地図等で位置と範囲がわかるもの）

担当

氏名 _____

住所 _____

TEL/FAX _____

様式 2

埋蔵文化財包蔵地照会・回答票

【照会欄】

照会日	回答希望日
会社名	担当者名
連絡先 (電話)	(ファックス)
照会場所 金ヶ崎町	開発面積 m ²
照会目的 <input type="checkbox"/> 個人住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 太陽光パネル	
<input type="checkbox"/> 不動産鑑定 <input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> その他 ()	
着手予定日	

【回答欄】 ※記入は不要です。

上記土地は、埋蔵文化財包蔵地に、

下記のとおり、該当しています。

掘削を伴う工事には工事着手の 60 日前までに届出が必要です。

該当していません。

ただし、工事中に遺跡が発見された場合、文化財保護法第 96 条の規定により工事を中止し、下記までご連絡ください。

該当していませんが、試掘等の協議が必要です。

【埋蔵文化財包蔵地の概要】

遺跡の名称
遺跡の種類 散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡 ()
遺跡の時代 旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他 ()

様式 3

年 月 日

金ヶ崎町教育委員会教育長 様

住所

氏名

印

埋蔵文化財発掘の〔届出・通知〕について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）〔第 93 条・94 条〕の規定により、別記 1 の事項について、関係書類を添付し、別記 2 のとおり〔届出・通知〕します。

別 記 1

1. 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
2. 土木工事等をしようとする土地の面積
3. 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
4. 土木工事等をしようとする土地に隣接する遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
5. 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
6. 当該土木工事等の主体となる者(当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者)の氏名及び住所(法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地)
7. 当該土木工事等の施工担当責任者の氏名及び住所
8. 当該土木工事等の着手の時期
9. 当該土木工事等の終了の予定時期
10. その他参考となるべき事項

別 記 2

93 条・94 条（○で囲むこと）

1. 所在地			
2. 面積	m ²		
3. 土地所有者	氏名等：		
	住 所：		
4. 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡（ ）		
遺跡の名称	遺跡		
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他（ ）		
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他 （ ）		
5. 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 ダム 学校 住宅 工場 その他建物 （ ） 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ガス 電気 水道 農業関連 土砂採取 観光開発 遺跡整備 その他の開発（ ）		
工事の概要			
6. 工事主体者	氏名等：		
	住 所：		
7. 施工責任者	氏 名：		
	住 所：		
8. 着手時期	平成 年 月 日	9. 終了時期	平成 年 月 日
10. 参考事項			

指 導 事 項	発掘調査 工事立会 慎重工事 その他（ ）
---------	-----------------------

〔注意事項〕①太線内は届出・通知者が記入。②指導事項欄は町教育委員会で記入。③遺跡の種類・現状・時代及び指導事項欄は該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は（ ）内に記入。

様式3 記入例

年 月 日

金ヶ崎町教育委員会教育長 様

3枚目の「8.着手時期」より60日
以上前にご提出ください。

住所
氏名

申請者は事業主・建て主です。
押印をお忘れないようお願い
します。

埋蔵文化財発掘の〔届出〕・通知〕について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文
化財保護法（昭和25年法律第214号）〔第93条〕・94条〕の規定により、別記1の
事項について、関係書類を添付し、別記2のとおり〔届出〕・通知〕します。

民間工事は93条で届出、
公共工事は94条で通知の扱
いとなります。

別 記 2

93 条・94 条（○で囲むこと）

記入しないで下さい。

1. 所在地			
2. 面積	m ²		
3. 土地所有者	氏名等：		
	住 所：		
4. 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡（ ）		
遺跡の名称	遺跡		
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他（ ）		
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他 （ ）		
5. 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 ダム 学校 住宅 工場 その他建物 （ ） 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ガス 電気 水道 農業関連 土砂採取 観光開発 遺跡整備 その他の開発（ ）		
工事の概要			
6. 工事主体者	氏名等：		
	住 所：		
7. 施工責任者	氏 名：		
	住 所：		
8. 着手時期	平成 年 月 日	9. 終了時期	平成 年 月 日
10. 参考事項			

指 導 事 項 発掘調査 工事立会 慎重工事 その他（ ）

〔注意事項〕①太線内は届出・通知者が記入。②指導事項欄は町教育委員会で記入。③遺跡の種類・現状・時代及び指導事項欄は該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は（ ）内に記入。

様式 4

埋蔵文化財包蔵地発掘承諾書

年 月 日

金ヶ崎町教育委員会教育長 様

土地所有者・占有者

住所

氏名

印

下記土地内に発見された埋蔵文化財包蔵地の発掘調査をすることを承諾します。

記

1. 当該地の所在地

2. 調査に使用する土地の面積

m²

3. 期 間

自 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日

4. その他（出土遺物の処理等）

出土遺物については、文化財の保護の立場から金ヶ崎町教育委員会に提供し、
学術参考品とされることを承諾します。

回答（試掘調

文 書 番 号
年 月 日

様

金ヶ崎町教育委員会
教育長

埋蔵文化財発掘の届出について（通知）

年 月 日付で届出のあった下記における土木工事等については、工事着手前に試掘調査を実施いたします。

なお、調査の結果、重要な遺構等が発見された場合は、その保存について別途協議しますので、御協力願います。

記

- 1 遺 跡 名 ○○遺跡
- 2 遺跡所在地 金ヶ崎町○○
- 3 調 査 期 間 平成 年 月 日～ 月 日
 （天候による変動あり）

回答（慎重工

文 書 番 号
年 月 日

様

金ヶ崎町教育委員会
教育長

埋蔵文化財発掘の届出について（通知）

年 月 日付けで届出のあった下記における土木工事等については、工事の施工に際し、埋蔵文化財へ影響が生じないように慎重に実施してください。

記

- 1 遺 跡 名 ○○遺跡
- 2 遺跡所在地 金ヶ崎町○○

回答（工事立

文 書 番 号
年 月 日

様

金ヶ崎町教育委員会
教育長

埋蔵文化財発掘の届出について（通知）

平成 年 月 日付けで届出のあった下記における土木工事等については、当教育委員会事務局担当職員が立ち会うことといたしますのでよろしく
お願いいたします。

記

- 1 遺 跡 名 ○○遺跡
- 2 遺跡所在地 金ヶ崎町○○
- 3 立 会 日 平成 年 月 日